

# 国立大学法人東北大学不動産等管理事務取扱細則

〔平成16年4月1日  
理事（財務・人事担当）裁定〕

## （目的）

第1条 この細則は、国立大学法人東北大学会計規程（平成16年規第77号）（以下「会計規程」という。）第38条の規定に基づき、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）の不動産等の取得、維持、保存及び運用（以下「管理」という。）並びに処分について必要な事項を定めることにより、これらの適正かつ効率的運用を図ることを目的とする。

## （適用範囲）

第2条 不動産等の管理及び処分については、他に定めがある場合を除くほか、この細則の定めるところによる。

## （不動産等の範囲）

第3条 この細則において不動産等とは、国立大学法人東北大学固定資産等の区分等に関する細則（平成16年4月1日理事（財務・人事担当）裁定）（以下「区分細則」という。）第3条第2項に規定するもの（電話加入権を除く。）をいう。

2 この細則において資産管理責任者とは、区分細則の別表2に定める者をいう。

## （不動産等管理者）

第4条 本学が所有する不動産等については、総長が管理、処分するものとする。

## （事務の総括）

第5条 会計規程第4条第2項に定める財務及び会計に関する事務の委任を受けた理事（以下「財務担当理事」という。）は、総長の委任を受け、不動産等に関する事務を総括整理する。

## （事務の補助執行）

第6条 総長は、部局の用に供している不動産等（学部又は研究科の附属の教育施設、研究施設等の用に供している不動産等で、別に定めるもの（以下「特定の不動産等」という。）を除く。）の管理及び処分に関する事務の一部を当該部局の長に補助執行させるものとする。

2 前項に規定するもののほか、総長は、別に定めるところにより、部局以外の学内共同教育研究施設等の用に供している不動産等、特定の不動産等の管理及び処分に関する事務の一部を部局の長に補助執行させるものとする。

- 3 第一項の規定にかかわらず、二以上の部局の用に供している不動産等については必要があるときは、総長が指定する部局の長が、当該不動産等の管理及び処分に関する事務の一部を補助執行するものとする。
- 4 部局の用に供しないと決定した不動産等については、以前に、当該不動産等に係る事務を補助執行していた部局の長が、引き続き、その事務を行うものとする。ただし、総長が必要であると認めるときは、財務担当理事がこれを行うものとする。

(部局の長の責務)

第7条 部局の長は、当該部局の用に供している不動産等（前条第二項に規定する不動産等で、同項の規定により、その事務を補助執行することとされたものを含む。以下同じ。）について、次の各号に掲げる事務を行わなければならない。

- 一 教育及び研究に支障を来すこととなる不動産等の用途及び目的の阻害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合における是正の措置に関すること。
- 二 不動産等の火災の防止に関すること。
- 三 不動産等の盗難の防止に関すること。
- 四 電気、ガス、給排水、避雷等の施設の維持に関すること。
- 五 不動産等監守者（以下「監守者」という。）及び不動産等補助監守者（以下「補助監守者」という。）の指定に関すること。
- 六 不動産等の監守計画の作成及び実施に関すること。
- 七 不動産等の適正な使用の確保に関すること。
- 八 不動産等の現況の把握に関すること。
- 九 その他必要と認める事項に関すること。

(用途の阻害が生じた場合等の報告)

第8条 部局の長は、当該部局の用に供している不動産等について、前条第一号に掲げる事態が生じた場合及び当該事態に対し必要な措置を講じた場合には、速やかに、次の各号に掲げる事項を総長に報告しなければならない。

- 一 当該事態の現況及び当該事態に至った経過の概要
- 二 当該事態の発生に伴い、教育、研究その他部局の運営に支障が生じている状況
- 三 当該事態を是正するため講じた措置の内容
- 四 その他必要と認める事項

(監守)

第9条 部局の長は、別に定めるところにより、監守者を定め、当該部局の用に供している不動産等を監守させなければならない。

- 2 部局の長は、別に定めるところにより、補助監守者を定め、監守者の事務を補助させなければならない。
- 3 部局の長は、当該部局の用に供している不動産等の監守について必要があると認めるときは、他の部局の職員のうちから、監守者及び補助監守者（以下「監守者等」という。）を定めることができる。この場合には、あらかじめ、当該部局の長の同意を得なければ

ならない。

4 部局の長は、監守者等を定める場合は、職名をもって指定することができる。

5 部局の長は、監守者等の指定状況を毎事業年度当初に、不動産等監守者等指定(変更)報告書を総長に提出しなければならない。

(監守者の責務)

第10条 監守者は、部局の長の指揮監督を受け、その担当する区域の不動産等について、次の各号に掲げる事務を行わなければならない。

- 一 不動産等の利用状況の点検
- 二 火気使用の箇所及びその周辺の火災防止措置の徹底
- 三 化学実験室、燃料庫等における危険薬品、放射性物質、燃料等の管理状況の点検
- 四 電気器具及びガス器具の管理状況の点検
- 五 消火器具、消火栓及び防火用水の点検
- 六 給排水施設の点検
- 七 土地の境界標その他標識類の点検
- 八 その他監守上必要と認める事項

(監守者等の報告)

第11条 監守者等は、その担当する区域の不動産等について異常を認めたときは、直ちに、その旨を部局の長に報告しなければならない。

(監守計画)

第12条 部局の長は、当該部局の用に供している不動産等について、別に定めるところにより、監守計画を定めなければならない。

2 部局の長は、監守計画を定めたとき、又は変更したときは、不動産等監守計画報告書を総長に提出しなければならない。

(寄附)

第13条 部局の長は、不動産等の寄附を受ける必要があるときは、不動産等取得申請書に寄附申込書を添付して、総長に提出しなければならない。

(移築及び改築)

第14条 部局の長は、建物を移築し、又は改築したときは、竣工を確認できる事項を記載した書類に標準図面を添付して、総長に提出しなければならない。

(用途廃止等)

第15条 部局の長は、当該部局の用に供している不動産等について、当該部局の用に供する必要が無くなった場合又は他の部局の用に供する必要が生じた場合には、速やかに、次の各号に掲げる事項を関係図面を添付して、総長に提出しなければならない。

- 一 当該不動産等に係る固定資産台帳記載事項

## 二 当該理由

### (処分)

第16条 部局の長は、当該部局の用に供している不動産等について、取壊し等する必要が生じた場合には、次に掲げる事項を記載した書類に關係図面を添付して、総長に提出し承認を受けなければならない。

一 当該財産に係る固定資産台帳記載事項

### 二 当該理由

2 部局の長は、次の各号に掲げる事由により取壊し等する場合には、前項に掲げる書類の提出を要しない。

一 建物附属設備、構築物、立木竹を取壊し等する場合

二 工事の遂行上支障となる建物等を取壊し等する場合

三 天災その他の災害等の場合で危険予防のため急を要する取壊し等する場合

### (取壊し等の報告)

第17条 部局の長は、当該部局の用に供している不動産等について取壊し等した場合には、その内容及び完了を確認できる事項を記載した書類に關係図面を添付して、総長に報告しなければならない。

### (部局間の使用)

第18条 部局の長は、他の部局の用に供している不動産等を使用しようとするときは、別に定める場合を除き、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に關係図面等及び当該不動産等をその用に供している部局の長の同意書の写しを添付して、総長に提出し、承認を受けなければならない。

一 固定資産台帳記載事項

二 使用しようとする部分の数量

三 使用しようとする理由

四 使用しようとする期間

### (貸付等)

第19条 不動産等の貸付は、原則として有償とする。

2 貸付料は前納させるものとする。ただし、貸付期間が6月以上にわたるもので特別の事由があるものについては、申し出により分割して定期に前納させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、貸付の相手方が国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に定める独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)に定める国立大学法人及び大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)に定める独立行政法人国立高等専門学校機構並びに他の独立行政法人の場合はこの限りではない。

4 不動産等の貸付に関し必要な事項は、別に定める。

(境界査定)

第20条 部局の長は、当該部局の用に供している土地について、境界の査定をする必要があるときは、その理由を記載した書類に標準図面等を添付して、総長に提出しなければならない。

(帳簿)

第21条 経理責任者等は、次の帳簿を備え、これに必要な事項を記載しなければならない。

- 一 資産台帳
- 二 不動産貸付簿
- 三 不動産借入簿

(しゅん功等の報告)

第22条 部局の長は、当該部局において施工した工事がしゅん功したとき又は構築物等を取得したときは、内容及びしゅん功等を確認できる事項を記載した書類に関係図面を添付して、総長に提出しなければならない。

(滅失き損の報告)

第23条 部局の長は、当該部局の用に供している不動産等を天災その他の事故により滅失し、又はき損したときは、直ちに、次の各号に掲げる事項を記載した書類に図面その他参考となる書類を添付して、総長に提出しなければならない。

- 一 固定資産台帳記載事項
- 二 原因及び事故発生の日時
- 三 被害状況
- 四 損害見積価格及び復旧することができるものについては復旧見込額
- 五 保全又は復旧のために採った応急措置
- 六 監守計画及び平素の管理状況
- 七 監守者等その他関係職員の報告書
- 八 その他詳細な経過

(保険)

第24条 部局の長は必要と認める場合には、災害等により損害を受けるおそれのある不動産等について、損害保険を付す等の必要な措置を講じなければならない。

(取得価額)

第25条 不動産等の取得価額は次による。

- 一 取得した不動産等は、取得代価及び付随費用
- 二 建設したものは、取得原価
- 三 自家建設したものは、適正な原価計算により算定した製造原価
- 四 寄附及び出資による場合は、時価等を基準とした公正な評価額

五 交換による場合は、交換に提供した資産の帳簿価額

六 改良による場合は、改良に要した資本的支出の額

(資本的支出および修繕費)

第26条 改良又は修繕に係る支出のうち、不動産等の価値又は能力を向上させ又は耐用年数を延長するために要した支出を資本的支出とし、これをその不動産等の価額に加算するものとする。

2 不動産等の維持管理又は原状回復のための支出は修繕費として処理する。

(建設仮勘定)

第27条 建設仮勘定をもって整理した不動産等については、使用開始後、遅滞なく、該当科目に振替整理するものとする。

(減価償却の方法)

第28条 償却資産における減価償却の開始は、その資産を取得し、使用を開始した月をもって開始月とする。

2 減価償却の計算方法は、定額法による。

3 減価償却の基準となる耐用年数は法人税法の定めるところによる。ただし受託研究費等により特定の研究目的のために取得した償却資産については、当該研究終了までの期間を耐用年数とする。また中古資産を寄附等により取得した場合は減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める簡便な方法により耐用年数を算出するものとする。

4 その他特に定めのないものについては、法令等に従って会計処理を行う。

(評価減)

第29条 災害、事故等の偶発的事情によって不動産等の実体が滅失した場合には、その滅失部分の金額につき、当該資産の帳簿価額を切り下げねばならない。

(借入不動産等)

第30条 部局の長は、その用に供するため借入れた不動産等については、本学が所有する不動産等に準じて管理するものとする。

(雑則)

第31条 この細則に定めるもののほか、不動産等の管理及び処分に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。